

神奈川県立平塚看護大学校

学校評価報告書

2021 年度



2022 年 3 月

目次

I	教育理念・教育目的	1
II	教育目標	1
III	教育課程經營	2
IV	教授・學習・評価過程	7
V	經營・管理過程	11
VI	入学	18
VII	卒業・就職・進学	22
VIII	地域社会・国際交流	23
IX	研究	24

I 教育理念・教育目的

本校は、神奈川県立の看護専門学校として、県内に有能な看護師を輩出する使命がある。時代のニーズに即した高い看護実践能力をもち自律的に活動できる人材を養成する「看護基礎教育の神奈川モデル」の構築をめざし、平成29年4月に、修業年限を4年とした3年課程の専門学校として「神奈川県立平塚看護大学校」に改編した。

本校の教育のコンセプトは「看護師になる教育から看護師として働く教育への転換」であり、期待する卒業生像は、基本的な看護実践能力が身につく、新人看護師から地域・在宅を対象とした看護領域で働くことのできる看護人材である。教育の特色として①ナイチンゲール看護思想、②確かな人間関係能力、③時代のニーズに即した看護実践能力の3つの柱を掲げている。

看護専門職として必要な能力を「人間関係能力」「看護実践能力」「看護観」「チームで働く力」「自ら考え学び続ける力」ととらえ、「卒業時に期待する学生像」を明確にしている。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則という）との整合性を確認し、学校運営に当たっては、関連法規を遵守している。「学生便覧」に本校の設立の趣旨・沿革を記載し、学則には設置における法的根拠を明示している。カリキュラムガイダンスには、「ナイチンゲール看護思想」を基盤とした教育理念・教育目的、「教育課程構築に関する考え方」を明記している。

【今後に向けて】

令和4年度カリキュラム改正をひかえ今後も教育理念・教育目的のもと、教育を実施し時代のニーズの変化を見据えながらカリキュラム評価を継続していく。

II 教育目標

「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人としての倫理観」「豊かな人間性」の6つの概念を抽出し、教育課程を構築し教育目標を設定している。

「教育課程構築に関する考え方」をカリキュラムガイダンスに明示し、学生の学習の指針や教員の教育活動の指針となっている。教育目標はこの内容と整合性があり、教育理念や教育目的を達成するために必要な教育内容を反映している。さらに、領域の目標を設定し、科目目標や単元目標に繋がる階層的な構想となっている。各科目の授業内容は、教育会議において科目のねらいや目標、授業の進め方など細部にわたり協議し決定をしている。よって、教育理念・教育目的の一貫性は保証されている。

【今後に向けて】

教育理念・教育目的・教育目標の一貫性が保てるよう確認しながら教育を行い、授業評価、カリキュラム評価を継続していく。

Ⅲ 教育課程経営

＜教育課程経営者の活動＞

本校の教育課程の運営は、教育理念・教育目標に沿った健全な学校運営を推進するための運営会議、学校行事や入試等の学校運営を円滑に推進していくための職員会議、教育活動を円滑に進めていくための教育会議・看護科会議・講師会議、さらに教育課程を推進していくための業務を委員会組織で構成している。

教育課程の活動については、看護科長の次に授業・臨地実習を円滑に遂行するために教務調整、実習調整に関する担当者を配置している。科目は、7つの領域で構成され、『人間を理解する領域』『関係を深める領域』は外部講師、『看護実践のための知を身につける領域』『看護実践のための技を身につける領域』『看護を創造し探究する領域』『連携・協働・推進を学ぶ領域』『専門職業人としての倫理観を深める領域』は学内教員が中心に教授し、一部を外部講師が教授している。

教育課程を編成、運営する組織は規程に基づき明確になっており、教育課程に関する内容の検討等は十分検討を重ねながら実施し、その結果を次に活かすことができている。看護科会議については、実習スケジュールに応じて変更しているが、必要事項をタイムリーに検討できている。

＜教育課程編成の考え方とその具体的な構成＞

カリキュラムガイダンスに、教育課程構築に関する考え方として、その特色および教育課程の基本的な考え方について明示している。これは、教育目標の設定意図を明確にすることであり、学生の学習の指針であり教育に当たる教員にとっても教育活動の指針となっている。教育目標は、この内容とも整合性があり具体的行動や思考の特徴が分かりやすく記載されている。

＜教育内容の階層的関連性とその配分の考え方＞

ナイチンゲール看護思想をカリキュラム編成の基盤としたうえで、6つの基本概念「人間関係能力」「看護実践能力」「看護の探究」「連携・協働・推進」「専門職業人として倫理観」「豊かな人間性」を抽出し、この基本概念から本校独自の7領域を設定している。7領域については、具体的な内容をカリキュラムガイダンスに明示している。また、単位数と時間数については、看護であることを考え続け実践できる力と深く人間を理解する力・確かな人間関係能力の関係に基づいて、バランスよく時間数を配分している。

第5次カリキュラム改正の検討においては、4年制カリキュラムを運営しての評価から、「科目の順序性」「横断科目のすみ分けと教授内容の重複」「生活者としてより深く理解するための教授内容と時期」「一部年次の過密カリキュラム」を課題とし、令和4年度からのカリキュラム改正につなげた。

＜教育計画＞

科目履修の方法と制約については、「学生便覧」に提示し、学生に入学オリエンテーション時、ホームルーム時に説明している。1年次については、単位履修の方法やその履修要件について繰り返し説明し学生が理解できるよう指導を行っている。再履修生については聴講できるようにし学習支援を行った。

＜教育課程評価の体系＞

単位認定の考え方、方法は学則に明示している。既修得単位認定について、入学決定後、本人からの認定の申請を受け、授業内容やシラバスをもとに単位認定を外部講師の意見を参考に既修得単位認定委員会・教育会議で決定している。

教育課程の評価は、教育会議での検討や学生による授業評価、また、令和2年度から、「教育理念に基づく自己点検・自己評価」を学年別に年度末に実施している。評価結果は、年度末の講師会議で学校内外の教員および外部講師と共有している。

＜教員の教育・研究活動の充実＞

それぞれの教員の臨床での経験や専門性を踏まえて担当する講義や実習を決めている。一人当たりの講義時間数は約35.6時間であり、その他に演習・実習の担当時間数が多い。授業時間数は、教員の経験等により偏りがある。

教育力向上のため、専任教員の学内研修として「臨地実習指導における場面の教材化」「学生の成長を支える看護教育～あらゆる場で活躍する看護師として働く人を育てるための倫理綱領の活用」「学生の成長を支える看護教育～学生の経験と学びを支える看護教員としてのわたし」「ナラティブ」について実施した。教育について語り合う中で、それぞれが自分自身の教育活動を振り返ることができている。新しい教育課程を作り上げていく過程で教育のあり方について意見交換をし、ともに育つ風土ができつつある。

看護科会議や領域内での会議において、授業や実習の評価を実施している。これは、学生の評価を通して、自己の教育的な関わりを評価することにもつながる。また、学会や研修会での学びの伝達講習を実施しているが、授業や実習にどのように活かせたかという視点での評価も必要である。「教育力の向上」の目標に向けて組織として取り組んでいく。

教員の自己研鑽を保証するシステムとしては、神奈川県看護師等養成機関連絡協議会の「神奈川県における看護教員研修制度 看護教員のキャリア発達のめやすに基づく教員研修プログラム」の中で開催される研修を始め、担当する講義や実習を踏まえた研修会等に積極的に参加できるように計画をしている。さらに、本校の教育の特徴であるシミュレーション教育の充実を図るための研修会に参加できるように調整をしている。

公務による学会や研修会等への参加は、組織の教育目標と教員の希望を鑑み、公平性を保てるように年間計画を立てて実行している。

＜学生の看護実践体験の保障＞

各実習の実施において、指定規則に則り実習施設を選定し、看護教育の充実を図っている。また、学生配置の方針、臨地実習施設との連絡調整や日頃の実践内容を明文化し、施設側と調整しながら実施している。実習施設については、学生人数に応じて新たな実習施設を選択し開拓することができている。継続して受け入れが厳しい状況の施設については、年度ごとに実習施設の確保に向けた調整が必要である。

令和3年度の臨地実習状況（表1参照）については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、予定していた施設で、受け入れ困難な状況が生じた。しかしながら可能な限り臨地での実習を行うことを大

切に各施設と連携し、施設の状況により学内実習と組み合わせて実施することで臨地実習目標は達成できた。

今後も、早めに臨地実習の受入れ状況等の情報収集を行い、適宜速やかに調整を行う、あるいは新規開拓等、実習施設と連携を図りより効果的な学生指導につなげられるよう調整していく必要がある。

表1 令和3年度 臨地実習状況

No.	学年	実習 単位(時間)	変更状況	日程	実習時間				時間数	
					オリエンテーション	臨地実習	学内実習	自宅学習	小計	合計
1	1	看護の対象と場を知る実習 A・B 1(45)	A⇒一2時間のみ臨地へ B⇒カリキュラムどおりに実施	6/7～11 6/23～24	3	12 (A:2時間のみ)	28	2	45	45
2		看護の対象を理解する実習 A・B 2(90)	A⇒学内実習に変更 B⇒施設により変更あり	9/2～9/4 R4.1/11～1/25	2 2	0 37	9 21 (一部施設)	19 0	30 60	90
3	2	発達看護論実習Ⅰ 2(90)	7/19ワクチン接種のため自宅 実習へ変更	7/1～7/19	2	71.5	10	6.5	90	90
4		発達看護論実習Ⅱ 2(90)	6日間のみ臨地へ	10/18～11/18	2	39	14	35	90	90
5		こころを理解する実習 2(90)	6日間のみ臨地へ	R4.2/15～3/4	4	39	34	13	90	90
6	3	健康段階別看護論実習Ⅰ 2(90)	カリキュラムどおりに実施	5/10～5/27	2	82	6	0	90	90
7		地域・在宅看護論実習Ⅰ 2(90)	10/1のみ台風16号により変 更あり	9/16～11/1	2.5	77.5	10	0	90	90
8		発達看護論実習Ⅲ 2(90)	7日間のみ臨地へ	11/24～12/21	2	38.5	33	16.5	90	90
9		健康段階別看護論実習Ⅱ 2(90)	施設により変更あり (臨地へ最大10日、最小0日)	R4.1/25～2/11 (臨地最大表示) R4.1/25～2/11 (臨地最少表示)	2 2	71.5 0	10 58.5	6.5 29.5	90 90	90 90
10	4	発達看護論実習Ⅳ 2(90)	5.5日間のみ臨地へ	5/6～8/11	2	35.5	36	16.5	90	90
11		健康段階別看護論実習Ⅲ 2(90)	カリキュラムどおりに実施	5/6～7/26	2	78	10	0	90	90
12		地域・在宅看護論実習Ⅱ 2(90)	5日間のみ臨地へ	5/6～7/26	2.5	37.5	37	13	90	90
13		テーマ別看護実習 3(135)	施設により変更あり (20日のところ15日間臨地へ)	9/7～10/6	5	117	13	0	135	135
14		職場適応統合看護実習 3(135)	カリキュラムどおりに実施	10/26～11/19	4	120	11	0	135	135

・実習目標達成のための実習施設との協力体制

各実習の開始前には、実習施設の臨床指導者会議に出席し、実習目的、実習目標を周知できるように

している。病院での実習では、初日と最終日に学生・教員・臨床指導者による3者面接により、学生が記載する「実習のあゆみ」の内容の確認、学生のレディネスを教員と臨床指導者とで共有している。日々の実習指導目標については、3者で共有しカンファレンス等を通して、学生が自らの体験を意味付けできるように教育的視点に立って指導をしている。

臨床実習指導に関する学校と実習施設間の見解の相違や共有事項、今後の指導上の課題等については、実習指導者会議や講師会議において意見交換を行っており、実習における指導力向上につながっている。このことにより、実習指導により学生の学びを保障している。

・臨地実習指導者と教員の協働

令和3年度講師会議では、表2のとおり参加があり、教育の実施状況、学生状況、教育計画について意見交換が行われた。カリキュラムの目標と結果を共有するとともに、次年度からのカリキュラム改正について検討したことを伝え共有することができた。

表2 講師会議参加人数一覧

内訳	令和3年度	令和2年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
実習施設	14人(11施設)	14人(11施設)	9人(7施設)	11人(9施設)	10人(7施設)

・学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

学生には、学年の実習に合わせて、実習開始前に臨地実習ガイダンスに沿ってオリエンテーションを実施している。学生が、患者や利用者等へ直接的なケアを行う際は、教員、指導者、あるいは看護師の指導のもとで、安全の確保に努めて行えるようにしている。また、学生が単独で実施できる看護技術については、教員、指導者が確認したうえで実施している。

患者の権利を守るために、教員と指導者が緊密な連携を図り、学生への指導を計画的に行っている。学生が患者を受け持つ同意の手続きは、各実習施設の方法に従って行っている。

・臨地実習における安全対策

臨地実習ガイダンスには、事故防止に関すること、感染予防に関することについて明示している。学年の実習に合わせ、各実習開始前には、臨地実習ガイダンスに沿って学生にオリエンテーションを実施している。

また、看護学概論や医療安全の講義、看護技術の演習では、安全対策について具体的な行動レベルで指導し、実践できるようにしている。

① 事故防止について

令和3年度のインシデント17件(表3参照)のうち、1年次が2件、2年次が3件、3年次が7件、4年次が5件であった。療養上の世話では移乗介助や軟膏塗布などの単独実施があった。その他では物品破損やロッカーキーの紛失などがあった。学生として単独で実施できる行為、および物品管理については具体事例を出してオリエンテーションを実施しているが今後も重点的にオリエンテーションを行っていく。実習最終日にSNS上に実習終了の喜びを掲載した事例があった。SNSに関しては繰り返し指導しているが、再度、学則を示して何を掲載してはならないのかの範疇を具体的に理解できるよう指

導を徹底した。

表3 令和3年度インシデント一覧

インシデント：17件（レベル0：5件、レベル1：12件） アクシデント：0件

項目	発生状況
療養上の世話に関すること	1件
診療の補助に関すること	1件
観察に関すること	2件
その他	13件

② 感染症対策について

事前対策、接触した場合・発症した場合の対応について実習ガイダンスに明示し、また、抗体価に応じて必要時予防接種を済ませるよう指導している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策について、各施設の実習受け入れ条件と感染対策について確認し、学生には紙面で説明を行った。また、ワクチン接種が早期に受けられるように1回目から3回目までのワクチン接種を病院の協力を得て、学内を会場として実施した。健康管理の意識を高め、看護学生として感染予防対策に努めるように周知し、実習中のクラスター発生はなく実施できている。感染予防や自己の健康管理については、入学時から意識づけを行い、受診行動やワクチン接種が速やかに実施されるように継続的に指導していく。

【今後に向けて】

- 近年、学生の背景の多様化、学習低迷者や生活面の支援も継続的に必要な学生もいるため、教育課程の運営にあたっては、これまで以上に個別の対応が求められる。多様化する学生像を踏まえ、時代に即した教育方法を工夫していく必要がある。
- 授業評価結果をもとに、卒業時に目指す姿や教育目標の到達から、科目、単元編成の整合性を評価して行く必要がある。カリキュラム改正前後の変化についても評価していく必要がある。
- 実習については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、実習施設で受け入れ困難な状況があり、カリキュラムどおりに実施できた科目は、14科目のうち4科目であった。可能な限り臨地で実習を行うことを大切にしながら学内実習との組み合わせにより実習目標は達成できた。今後も実習施設と連携を図り、看護教育の充実を図っていく。
- 事故防止について、今後も安全への意識が高まるように実習オリエンテーションや実習カンファレンスなどで共有できる場を設ける。
- 健康管理の意識を高め、看護学生として感染予防対策に努めるように周知し、実習中のクラスター発生はなく実施できている。感染予防や自己の健康管理については、入学時から意識づけを行い、受診行動や予防接種が速やかに実施されるように継続的に指導していく。
- 教員の教育・研究活動の充実としては、教育力向上のため、専任教員の学内研修を実施した。教育について語り合う中で、それぞれが自分自身の教育活動を振り返ることができている。新しい教育課程を作り上げていく過程で教育のあり方について意見交換をし、共に育つ風土ができつつある。

IV 教授・学習・評価過程

＜授業内容と教育課程の一貫性、看護学としての妥当性、授業内容間の関連と発展＞

カリキュラムの構成はナイチンゲール看護思想の考え方を基盤とし、教育理念・教育目標・科目目標との一貫性があり、授業内容は教育課程にそって進め、科目目標と整合性のある内容となっている。外部講師には、学生状況を丁寧に伝えて、連携を図ることができている。

各看護学に関する科目を形態機能学の進度に合わせ、「呼吸する」に関する形態機能学が終了後、「呼吸する」に関する看護学の学びが開始するよう、授業計画を調整し、学生の学びを促進するよう工夫している。

・基礎看護学（看護学概論、看護援助論Ⅰ・Ⅱ、看護技術論Ⅰ～Ⅴ、看護統合演習Ⅱ、医療安全、研究方法論、研究の実際）

ナイチンゲール看護思想の原理を基盤として“看護であるものと看護でないものを見分ける眼”を養い、「生命力の消耗を最小限にし、その人のもてる力を最大限に発揮できるようにしながら、生活の自立とその質の向上がはかれるように生活を整える」看護を実践できる力を養うことができるような学習内容としている。特に各科目の単元を「呼吸する」「食べる」「排泄する」といった日常生活行動にそって構成し「生活を整える」ことを考え実践できるように工夫している。また、「見て⇨考えて⇨行動する」ことを講義・演習で実践できるよう授業デザインを検討し工夫した。さらに2年次の科目において、4年次のOSCE（臨床能力試験）へのつながりを検討し、治療援助に関する「タスクトレーニング」を基盤とした初歩的なOSCEの取り組みを検討実施している。加えて1～2年の学習を基盤にし、看護を探究する力が養えるよう研究についても学べるようになっている。

・精神看護学

当校の理念に基づいた自己理解・他者理解の学びから対象と看護師関係の理解の学習、精神保健医療と福祉と看護について学んでいる。自己の看護における傾向や自己洞察を深め、他者理解における自己理解の必要性を知ることまた対象の理解を深め看護のアプローチや治療の人間関係へ発展するための知識・技術・態度を学ぶ授業内容としている。

・発達看護論

ライフサイクルにおける人生の「現在・過去・未来」をキーワードに、対象であるひとを線や面で捉えた対象理解ができるよう授業内容を明確に示している。特に、さまざまな環境要因の相互作用の中で、胎児期から死に向かって順序性・連続性を持ち成長発達し続ける看護の対象である人の全体像をとらえ、生活を整えるとはどのようなことか看護の基礎を学ぶ授業内容としている。

・健康段階別看護論

健康段階別の特徴を踏まえ、各段階において、健康障害が対象に与える影響について学べるようにしている。特に慢性・回復期では、地域包括ケアシステムにおける病院の役割と退院を見据えた退院調整、急性期では臨床判断力を養い、看護実践能力を強化できるようにしている。また、終末期においては、対象を全人的視点や意思決定支援の考え方を深めながら看護実践できる内容を学べるように教授している。

より臨床と同様に日々変化してく対象の状況を捉える力を養うことを目指し、教育用電子カルテを導入し、対象の日々の変化を情報収集しアセスメントから看護を考え実践することを学べるよう工夫した。

・地域・在宅看護論

地域・在宅看護論では『地域で生活する人の多様な生活や価値を土台とした看護』を軸とした構成としている。今年度より授業構成を大幅に変更し、全ての単元を学生の固定チームで進め、法制度の知識と活用方法の理解をねらいとして「理想の訪問看護ステーションづくり」を行った。また、看護過程の展開は、事例を5事例から訪問看護で多いとされる3事例に絞り込んで展開し、じっくり取り組むことで理解が深まるようにした。更に期間についても前期から全期に変更し、地域・在宅看護論実習Ⅰ終了後に講義を組み入れ、4年次の地域・在宅看護論実習Ⅱにつながるように構成している。さらに、講義の中で遠隔授業を活用し在宅療養者の生活をリアルに中継し教材化するといった、対象の暮らしの現実を実感しながら学べる工夫をし、学生の学びを促進している。

・ナラティブ

経験学習型の要素が強い臨地実習で経験したことをとおして、学生が「内省」し「自分の気づき」にする教育が重要であると考えてナラティブ科目を1～4年次に設置している。この科目では、学生自身が経験したことを自分の物語<ストリート>として「語る」「聴く」「書く(活写)」を行い、臨地実習での経験と各科目での知識をつなげ、語り合いから内省し自ら気づく学びを促進している。

・地域・密着健康教育

変化する社会の特徴をとらえ、地域住民の健康や生活支援について体験的に学ぶことを重視し、地域・密着健康教育科目を3年次に設置している。6名程度の学生がチームビルディングを形成し、年間をとおして地域の事業所において学外活動を行っている。事業所が運営する企画を一部に担い、住民の健康や生活を支えるための企画を立案・実施する。当該科目の実現には、学生がこれまで学習した知識・技術・態度をつなげ発展させて、一歩踏み出すアクション力・調整力・交渉力が求められ、学生の成長を大きく促す科目となる。

<学習への動機づけと支援>

各学年担任制をとっており、学生状況を把握し、必要時個別支援をしている。特に再履修者については、教務、学年担任と再履修科目の担当教員と連携を図り、単位修得に向けた指導を行っている。国家試験に向けては、年次に合わせた模擬試験や外部講師による補講を行っている。

その他、看護実習室、図書室、情報処理室などは開放し、学習環境を整えている。臨地実習指導のため、担任が不在になる場合もあるが、教務や科目担当者と連携を図り支援体制は整っている。年次目標や再履修の状況に応じて、自律して計画的に取り組めるようにしている。今後も支援体制については、引き続き効果的に学習が進められるように継続していく。

【今後に向けて】

ナイチンゲール看護思想及びヘンダーソン看護理論の位置づけを明確にしているが、今後予想される複雑で複合的な対象の状況を推論し看護を展開する力が求められる中、対象の状況に合わせて、問題解決型思考から目標思考型思考に発展していくことができるよう、領域間の横断的つながりを強化していくことも求められる。

<令和3年度授業評価（令和3年度1・2・3・4年次）>

【調査期間】 各科目の終講時～数日間に、学生の週番に配付及び回収を依頼した。

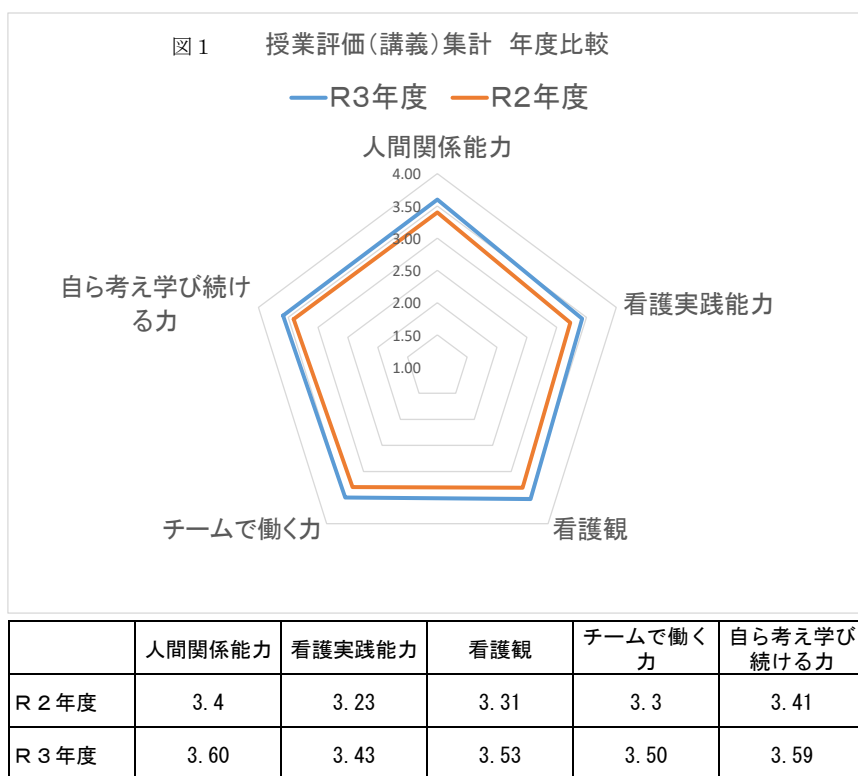
【調査内容】 講義は卒業時に期待する5つの力が講義を通してどのように達成できたかを評価する項目15項目、授業方法や内容に関する評価項目6項目により評価。臨地実習は卒業時に期待する5つの力が臨地実習を通してどのように達成できたかを評価する項目15項目、実習方法（指導）や内容に関する評価項目6項目により評価。各評価ともに4段階で調査した。

【集計方法】 ①質問項目の平均値を出した。 ②講義・臨地実習別に平均値を出した。

【回収率】 92～100%

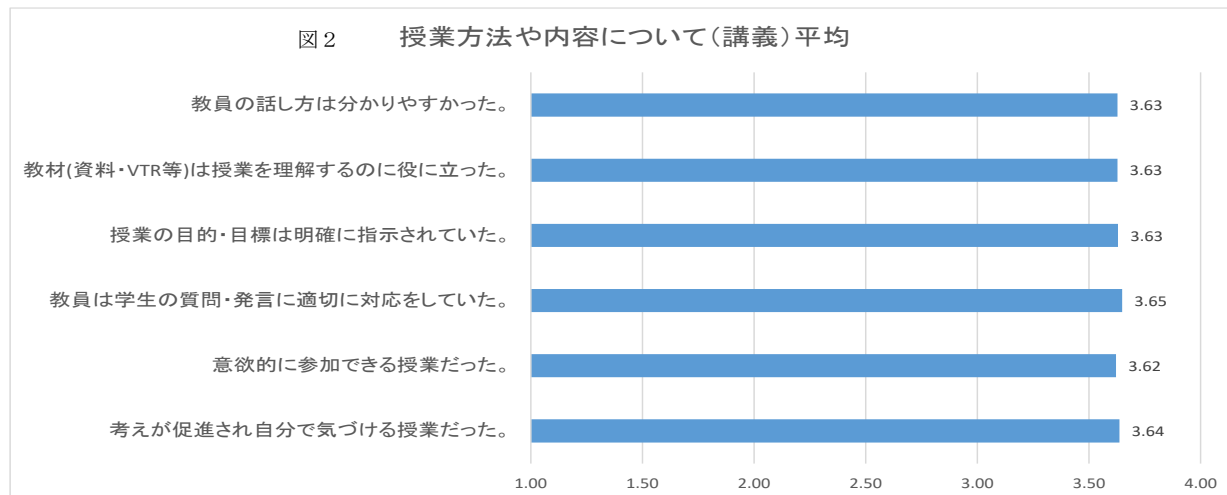
① 授業評価（講義）

令和3年度に実施された講義については（図1参照）、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力の5つの能力について平均3.5の高い評価が得られ、バランスよく学習出来ている。



前年度より全ての項目で評価が高くなっている。これは、学生の努力はもちろんのこと専任教員・非常勤講師もこれまでの評価を活かし改善しながら工夫した結果と考える。

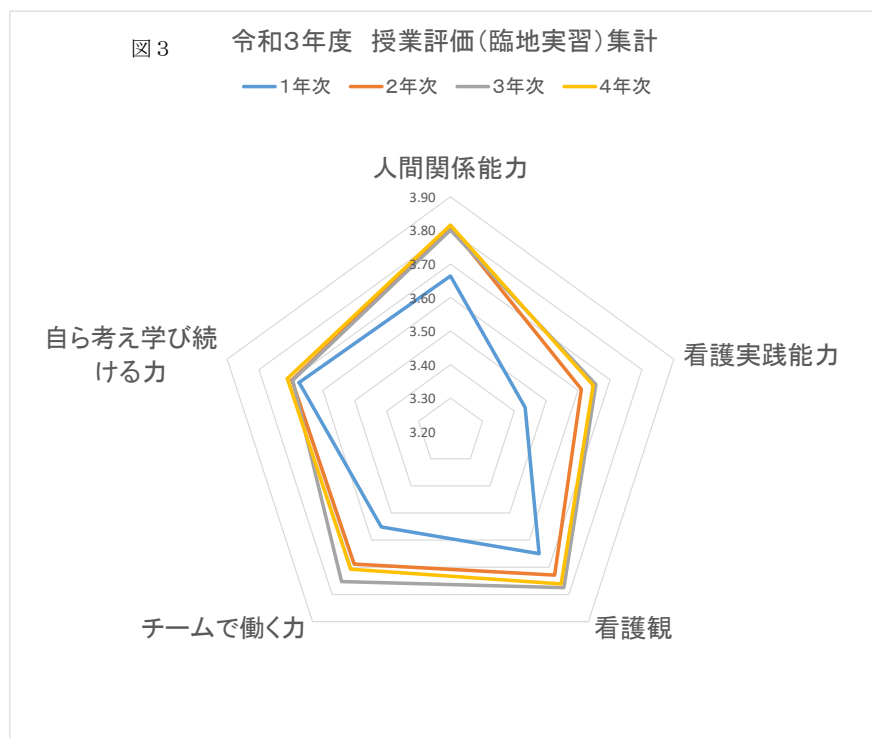
最も学生の評価が高かった科目は、地域・在宅看護論Ⅲ、精神看護学Ⅰであった。この授業では、講義の中で遠隔授業を活用し在宅療養者の生活をリアルに中継し教材化するといった、現実を実感しながら知識を活用する内容が学生の学びを促進していることが分かった。



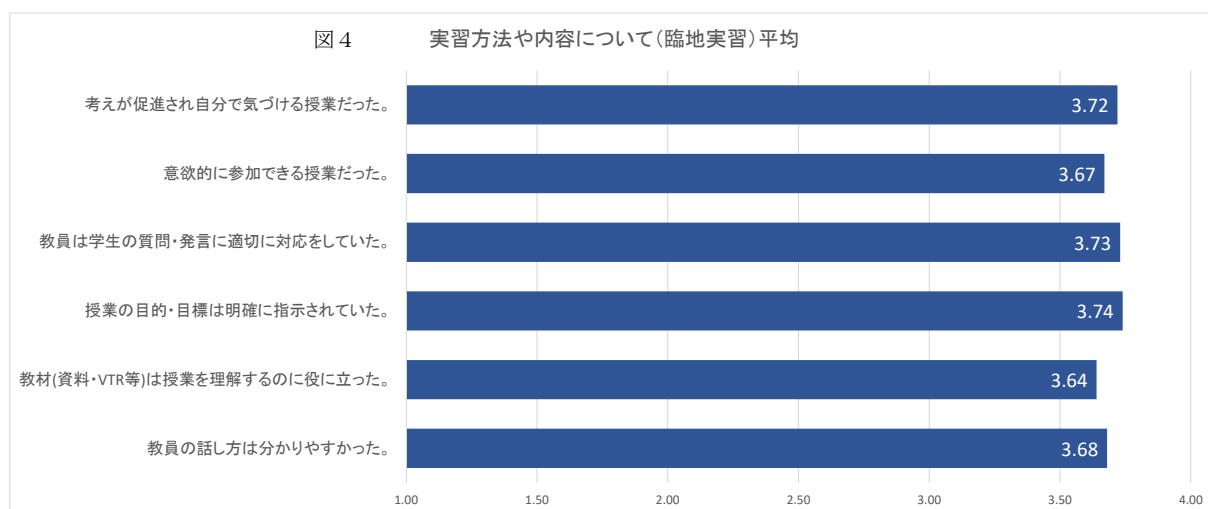
② 授業評価（臨地実習）

臨地実習(学内実習含め)については、人間関係能力、看護実践能力、看護観、チームで働く力、自ら考え学び続ける力の5つの能力について平均 3.69 の高評価が得られた。また1年次から4年次へと徐々に能力が拡大できている。

前年度は平均 3.3 の評価であり、0.3 ポイント以上高い評価となった。これは各年次共に臨地実習施設の協力により臨地での実習が可能となり、学内ではなく臨地で学ぶことが結果につながったと考える。



	人間関係能力	看護実践能力	看護観	チームで働く力	自ら考え学び続ける力
1年次	3.66	3.43	3.65	3.55	3.67
2年次	3.81	3.61	3.73	3.69	3.70
3年次	3.80	3.66	3.78	3.75	3.69
4年次	3.82	3.65	3.76	3.71	3.71



V 経営・管理過程

<設置者の意思・指針>

「神奈川県における看護教育のあり方・最終報告」（平成 24 年 12 月）においては、実践力が高く自律的に活動できる看護人材を養成する「看護教育の神奈川モデル」の構築を目指すとして、県立看護専門学校において、モデル的に修業年限を 4 年として実習時間を増やし、技術演習等のカリキュラムの工夫や、効果的な教育方法を導入した課程の創設を検討すべきとされた。

設置者の意思を踏まえ、平成 29 年 4 月、「高度専門士」の称号が付与される 4 年制の平塚看護大学校としてスタートし、教育理念、教育目的に沿った教育活動を行なっている。年度末には、組織目標、看護科目目標に対する取組みを振り返り、評価を行なっているが、各年度とも概ね遂行できている。

卒業生のほとんどが県内の医療機関に就職し、県内の医療人材の確保に貢献している。

<組織体制>

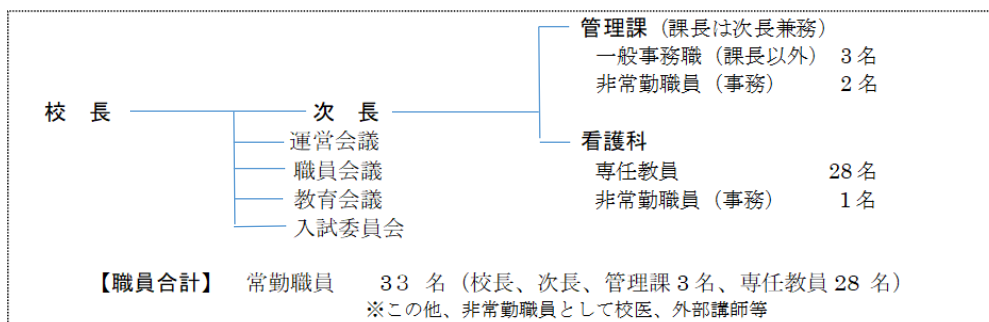
学則を基に最終的には校長が決定するが、決定に至るプロセスを公正かつ明確にするために「平塚看護大学校関係規程集」を作成している。構成は「法令等、教育、学生、会議、施設等、個人情報、研修・研究、入学試験、その他」に区分して整理している。また、教職員が、各々の考え方を基に議論し学校運営に参画できるよう、以下の 11 の各種会議を設置している。（表 4 参照）

表 4 各種会議

1. 運営会議	2. 職員会議	3. 看護科会議	4. 教育会議	5. 既習得単位認定委員会
6. 入試委員会	7. カリキュラム委員会	8. 図書室運営委員会	9. 紀要編集委員会	
10. 倫理委員会	11. 機種等選定会議			

さらに看護専門学校の特徴として非常勤講師が多いこと、カリキュラムに占める看護実習の割合が多く、かつ、多岐にわたることから専門教育を効果的・効率的に行なうために講師会議を設置し、講師及び実習指導担当者との相互理解を深め、円滑な教育運営を図ることを目的として年 1 回開催している。教職員の職務分掌は県の規定により事務分担表として事務内容ごとに主担当及び副担当の職員が決められ、仕事の内容・役割分担が明確にされている。本校の組織体制は校長以下管理課、看護科を置き教育運営を行なっている。（表 5 参照）

表 5 組織及び職員の配置状況（令和 4 年 3 月末現在）



教職員の任用であるが、事務職員は県の人事異動により配置され定期的に異動する。専任教員は、平成 22 年 4 月に病院事業庁が地方独立行政法人神奈川県立病院機構に移行したことから、新たな人事交流制度により交流している。専任教員の養成は、県立保健福祉大学実践教育センター教員・教育担当者養成課程看護コースで 1 年間の教育課程で行なわれている。また、県立看護師養成施設における学生の定員増に対応するため、平成 24 年以降、県としても専任教員の募集・採用を行なっている。専任教員の任用については、4 年制教育の完成型に向けて段階的に増員に努めてきたが、質・量ともに不足している状況である。

教職員の資質向上についての考え方と対策としては、事務職員は職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修等の指定研修やパワーアップ研修等の選択研修に参加するとともに各種研修会に出席し自己研鑽している。専任教員については、職員キャリア開発支援センターが行なう階層別研修のほか、ユニフィケーションシステムによる臨床実践力の向上を中心に、各看護学会・看護関連学会へ計画的に出席できるよう配慮している。その他として、県立病院、看護協会等職能団体、看護師等養成機関連絡協議会、実践教育センターが主催する研修をはじめ、民間業者が主催する研修に出席できるよう支援している。また、外部からの講師の要請・研究指導要請には積極的に対応するとともに、日頃の教育活動を学会や雑誌への投稿などに努めている。

専任教員の資質向上については、教員研修等に予算を計上し研さんを積んでいるが、新たなことに取り組むための組織力を高めるとともに、ダイバーシティ（多様性）のある対象に教育理念に沿った教育ができるよう組織として努力することが課題である。

業務の改善・見直しについては職員会議等各種会議で出された教職員からの意見等を参考に必要に応じて検討を重ねながら進めていく。また、専任教員の確保については、従来からの形で病院機構との人事交流を続けていくことが困難になってきている現状がある中で、今後、4 年制教育を円滑に推進して行くためには、プロパーの専任教員の新規採用により優秀な人材を更に確保していくことが必要である。

<財政基盤>

地域医療を支える看護人材を養成するという県立の看護専門学校の役割を担うため、授業等の特定収入（特定財源）及び県税収入（一般財源）により学校を運営している。学年費については、学生生活に係る費用として年度当初に一括徴収しているものである。費用の内訳としては、臨地実習等における傷害、賠償、感染事故等に対応するための傷害・賠償保険料、国家試験対策としての模擬試験代、宿泊研修費用などがある。学生生活に係る実費経費分として徴収しているため、卒業時に精算し残金は学生に還付している。令和元年度及び令和 2 年度の当初予算及び決算については表 6、令和 3 年度の学年費については表 7 のとおりである。

予算の執行にあたっては、冷暖房の運転をこまめに調整して光熱水費の節減に資するとともに、庁舎管理業務については、入札を行ない、経費の効率的な執行に努めている。歳出については、県の厳しい財政状況が続いている中、4 年制教育の推進に必要な予算の確保に努めるとともに、節減できる部分については経費の節減に努力し、引き続き教育水準の維持を図っていく。

表6 令和元年度及び令和2年度の当初予算及び決算

歳入

(単位 千円)

区分	科目	内 容	元年度 予算	元年度 決算	2年度 予算	2年度 決算
特財 定源	使用料	授業料、入学料、入学検定料など	56,511	56,069	71,307	65,874
	立替収入	光熱水費立替収入	87	104	87	59
一般財源			18,593	8,126	30,134	6,737
合 計			75,191	64,299	101,528	72,670

歳出

(単位 千円)

区 分	科 目	内 容	元年度 予算	元年度 決算	2年度 予算	2年度 決算
維 持 運 営 費	報酬	非常勤講師報酬等	8,543	7,255	10,699	6,861
	共済費		364	15	48	21
	賃金		383	0	0	0
	報償費	研修講師など各種謝礼	15,341	12,688	21,512	9,715
	旅費	教員の旅費	300	263	1,040	412
	需用費	図書、教材などの消耗品、複写・印刷代、 光熱水費、各種修理代	11,724	11,4090	18,929	13,427
	役務費	通信、廃棄物処理、建物保守ほか	5,296	4,191	6,150	5,675
	委託料	庁舎管理業務委託、 学生の健康診断	21,022	19,004	26,005	23,029
	賃借料	看護実習モデル人形などの教育用機器、 情報処理用パソコンなどの賃借料	10,847	8,179	11,941	8,965
	備品費	看護実習教育用機器の購入	1,000	866	4,665	4,300
	負担金	協議会加入費、学会等負担金	370	356	539	265
合 計			75,191	64,299	101,528	72,670

表7 令和3年度の学年費

年次	内 訳	金 額
1年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	12,000円
	学習材料費等	4,500円
	防災対策費	5,500円
	教育雑費等	52,850円
	合 計	80,000円
2年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	8,000円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	32,350円
	合 計	50,000円
3年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	16,000円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	34,350円
	合 計	60,000円
4年次	学生保険費	5,150円
	合宿研修費等	18,000円
	学習材料費等	4,500円
	教育雑費等	52,350円
	合 計	80,000円

<施設設備の整備>

看護実習室として、看護実習室A・B・C・D、スキルラボが整備されている。スキルラボは校内に病室を模擬的に再現した実習室で、観察力や臨床判断能力等を兼ね備えた看護実践能力の強化を目指すものである。スキルラボは4室あり、急性期2室、回復期・リハビリテーション期2室を設置し、看護の対象となる人の健康段階や発達段階に応じた演習ができるように整備している。4年制カリキュラムの導入に伴い、シミュレーション教育で看護実践能力を強化し、自信を持って臨床の場へ臨めるよう多機能ハイブリッドシミュレーター4台を配備するなど、シミュレーション教育の充実を図っている。

また、液晶モニターやプロジェクターを整備し活用することで、教育内容・教育方法の工夫をして学生の学習環境や教育環境の充実を図っている。

情報処理室は、1学年を2クラスに分け1人1台での授業展開ができるようにしており、高度情報社会における様々な情報を適切に処理する能力や活用する能力の醸成にむけての環境を整えている。

令和3年度は、会議室、スキルラボ教室、本館コミュニティ、実習室などのWi-Fi環境の整備を行い、ICTを活用した教育の導入を推進するための環境を整えた。

図書室は、図書室運営委員会、図書委員会及び学生会図書委員会という3つの運営組織のもと委託司書1名により運営しており、連携し図書室機能の整備・充実を図っている。

資料の所蔵状況は表8のとおりである。令和2年度及び令和3年度の資料整備費執行状況は表9のとおりである。令和2年度及び令和3年度の貸出状況は表10のとおりで資料貸出数が増加している。また、令和2年度から加入している医中誌webの利用も今年度は大幅に増加している。

学生の自主学習や視聴覚学習のための環境を整えるとともに、有料データベースを含めインターネットにより多角的な情報収集ができるよう配慮している。

表8 所蔵状況（令和4年3月31日）

種別	冊数
看護学図書	5,736
医学図書	1,681
一般(基礎関係)図書	5,414
逐次刊行物(タイトル数:43誌)	4,450
製本雑誌	912
視聴覚資料	56
合計	18,249

表9 資料整備費決算額

種別	令和2年度	令和3年度
図書	648,038円	813,335円
雑誌	452,652円	386,410円
視聴覚資料	115,940円	0円
合計	1,216,630円	1,199,745円

表10 貸出状況

種別	学生	教職員	学外者	計
令和2年度	2,961冊	853冊	24冊	3,838冊
令和3年度	3,817冊	781冊	32冊	4,630冊

学生の福利厚生への整備としては、本館の3階に学生ラウンジを、本館3階及び新館1階にコミュニティルームを設置している。また、学生がリフレッシュできるように、軽い運動等を行なうことが出来るゴム系舗装の広場や憩いの場となる緑地スペースを整備している。そして、卓球台やピアノをコミュニティルームに設置して、学生の心身の保持増進に努めている。

学生及び教職員へ市販価格より安い飲料や軽食を提供するため、自動販売機を本館の3階の学生ラウンジ1台、新館1階のコミュニティルームに2台設置するとともに、昼食用のパンの販売を近隣の業者

へ依頼するなど、学生及び教職員の利便性を高めている。

施設面での充実を図る一方、学習・教育環境を整えることに主眼を置き、看護学の発展や医療・看護ニーズの変化に伴い、教育内容、教育方法も変化発展していくことから、備品等を可能な限り最新のものに更新、整備していく必要がある。

<学生生活への支援>

経済面における支援として、本校で取り扱っている奨学金等は①神奈川県看護師等修学資金、②日本学生支援機構奨学金、③高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）である。また、利用状況は表 11、採用率は表 12 のとおりである。

毎年4月に新生及び在校生向けに奨学金制度の説明会を実施し、学生に周知している。申請の際には個別に相談を実施し、経済状況の確認や学生の相談に乗っている。また、奨学金貸与の決定後も必要に応じて学生との個別面談を実施し、経済的な支援にとどまらず奨学生としての自覚を促すようにしている。また、奨学生として貸与を受けている学生が卒業後に無理なく返還できるように、在学中も学生の経済状況等を確認していくことが必要である。

県修学資金については、応募者が多いものの採用率があまり高くないのは、学校単位での人数枠が決められているためである。選考基準により、公正に適格者の選考を行ない、採用者を決定している。

日本学生支援機構奨学金においては、採用時に奨学生あてに「奨学生証」を手渡し、奨学生自身が貸与金額と返済予定金額を確認するとともに、毎年12月～1月に学生が行なう継続願（次年度以降も奨学金の貸与を受けるか否かの申請）の提出後、学校が学生の人物・健康・学修状況・経済状況の4つの要素について『日本学生支援機構奨学生の適格認定に関する施行細則』に基づき、奨学生の継続の有無を決定する適格認定を行なっている。

また、令和2年度から、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）が始まることとなり、本校は、令和元年9月20日付けで、高等教育の修学支援新制度の対象機関になった。令和2年4月1日より、世帯収入や学業成績、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による家計急変などの支給要件に該当する学生は所定の手続きを経た上で、授業料等減免や給付型奨学金の支給が行われている。

表 11 奨学金制度の利用状況

		令和2年度奨学生数	令和3年度奨学生数
神奈川県看護師等修学資金	(一般)	21名	21名
	(特別)	2名	1名
日本学生支援機構奨学金	(第一種)	19名	20名
	(第二種)	18名	20名
	(第一種第二種併用)	2名	3名
* 高校からの予約含む	(給付)	14名	16名

表 12 奨学金の応募者数、採用者数、採用率

		令和 2 年度			令和 3 年度		
		応募者数	採用者数	採用率	応募者数	採用者数	採用率
神奈川県看護師 等修学資金	一般	14	5	35%	13	5	38%
	特例	0	0	—	0	0	—
日本学生支援 機構奨学金	第一種	7	7	100%	8	8	100%
	第二種	6	6	100%	10	10	100%
	給付	15	14	93%	11	9	81%

健康管理については、年に 1 回春季に定期健康診断を実施し、学生の健康管理を行なっている。

学生生活で生ずる精神的及び身体的問題など悩みの相談に対応するため相談室を設置し、カウンセラー 1 名によるスクールカウンセリングを行なっている。相談室は教室等から離れた場所に設置し、悩みを抱えた学生が周りの目を気にすることなく訪室できるようにしている。令和 2 年度は 30 名、令和 3 年度は 31 名が利用している（延べ数）。学外のカウンセラーが対応することで、学生が利用しやすい状況にあり、学生自身が対応策や解決策の糸口をつかむことにより学業への影響を少なくすることにつながっている。スクールカウンセリングの活用や対応については、今後も充実を図り、学生の健康管理や学業の円滑な継続を支援していく。

学生のための補償制度については、学生全員が日本看護学校共済会の総合補償制度「Will」に加入している。令和 2 年度は 4 名（傷害事故 2 件、賠償事例 4 件）、令和 3 年度は 2 名（傷害事故 2 件）の学生が利用した。補償制度により学生の負担軽減に資することができた。

<養成所に対する情報提供>

・広報活動

養成所に関する情報提供については、県のホームページにより本校の概要、教育内容、学校行事、各入学試験日程、アクセスガイド等を紹介し、受験生を中心に、一般県民向けに情報提供を行なっている。

また、学校祭（撫子祭）、学校見学会を一般向けに公開し、本校の教育内容を知る機会を設けている。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から一般向けの公開を制限せざるを得ない場合が多く生じていることから、県ホームページを活用して学校生活の紹介等の情報提供の充実・強化に努めている。

養成所に関する情報提供案内については、神奈川県内の公立高校、私立高校、進学予備校、関係機関に入学案内を送付したほか、県のたより、ホームページ内の「入試関連情報」、神奈川新聞の「県民の窓」等に、入学試験に関する事項を掲載した。

入学案内の配布やホームページ、県のたより等を活用し、積極的な広報活動を行なうことができた。また、保護者への説明を行なうことで、保護者の協力を得ながら教育活動を進めることができた。

ホームページをさらに改善し、より分かりやすく、親しみが持てる情報提供を行なっていく。今後も 4 年制の周知に努め受験者数の確保につながるよう、本校の特色ある教育内容、充実した教育内容を様々な方法でタイムリーに伝えていく。

＜養成所の運営計画と将来構想＞

「かながわブランドデザイン」においては、県における看護師不足の状況が続く中で、多様な医療ニーズに対応できる質の高い看護師などの確保に向けた看護専門学校等での人材の育成が位置づけられている。大学における看護学部の新設など、本校を取り巻く状況に的確に対応しながら、県立の看護専門学校として優秀な学生を確保し看護師となる人材を養成していくことが必要である。

少子高齢化、医療の高度化により看護職員の需要の増加が見込まれる中で、大学の看護学部の新設等により看護学生の定員増が図られている状況がある。本校としては、質の高い学生の確保していくため、今後も社会環境の変化に応じた学生の募集方法の工夫や、入試制度の改善を図っていく。これまで、平成 26 年度から AO 入試を導入して幅広い人材の確保に努めてきてはいるが、今後は、より質の高い学生の確保を図るために、指定校の見直し等を行なっていく。

また、専門職業教育機関として、看護実践能力を備えた人材養成を着実に進め、看護の質の向上を実現していくことが求められるが、近年の入学生は、高校新卒者の割合が高くなっており、社会性や倫理観の育みに努力を要する状況にある。そうした学生の特質を踏まえたうえで教育内容、教育方法についてさらに検討、工夫を行なっていく。

【今後に向けて】

- 4 年制教育を円滑に推進して行くためには、専任教員の質・量ともに不足している状況である。新規採用により優秀な人材を更に確保していくことが必要である。
- 施設設備の整備状況として、令和 3 年度は、会議室、スキルラボ教室、本館コミュニティ、実習室などの Wi-Fi 環境の整備を行い、ICT を活用した教育の導入を推進するための環境を整えた。施設面での充実を図る一方、学習・教育環境を整えることとして、備品等を可能な限り最新のものに更新、整備していく必要がある。また、次年度から本格導入する教育用電子カルテを活用していく。
- 学生生活への支援では、スクールカウンセリングについて、カウンセラー 1 名で、毎月 2 回放課後、原則予約制で、学生が相談できるように整えているが、令和 3 年度は利用状況が増加した。学生のアンケートでは「スクールカウンセラーの存在を知り必要時活用できた」という項目については回答がばらついた。今後も充実を図り、学生の健康管理や学業の円滑な継続を支援していく。
- 質の高い学生の確保していくため、今後も社会環境の変化に応じた学生の募集方法の工夫や指定校の見直し等、入試制度の改善を図っていく。

VI 入学

＜入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性＞

入学者の選抜に当たっては、看護に対して熱意のある優秀な人材を確保することを目的とし、「指定校推薦入学試験」、「AO 入学試験」、「一般入学試験」の 3 種類の入学試験により選抜を行なっている。

各入学試験の応募・入学の状況を表 13～15 に示す。

表 13 指定推薦入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成 29 年度	37	37	37	37	1.00
平成 30 年度	37	37	37	37	1.00
令和元年度	32	32	31	31	1.03
令和 2 年度	38	38	38	38	1.00
令和 3 年度	39	39	39	39	1.00

表 14 A0 入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成 29 年度	88	87	26	26	3.35
平成 30 年度	82	81	23	23	3.52
令和元年度	80	79	26	26	3.03
令和 2 年度	63	62	23	23	2.70
令和 3 年度	63	62	28	28	2.21

一般入学試験は、学校訪問やホームページの充実に力を入れた結果、令和 2 年度は 100 人台へ回復したが、令和 3 年度は急減している。

表 15 一般入学試験の応募・入学の状況

入学年度	応募者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率
平成 29 年度	107	104	38	23	2.7
平成 30 年度	105	103	37	22	2.8
令和元年度	78	76	42	25	1.8
令和 2 年度	105	99	41	20	2.41
令和 3 年度	75	69	32	17	2.16

近年、一般入学試験は応募者数に変動がある。これは、ここ数年、県内において大学の看護学部新設が相次いでいること、また、平成 29 年度に 4 年制の平塚看護大学校がスタートして注目を集めたものの、専修学校において 4 年制の看護師基礎教育を実施する教育機関の周知不足などが考えられる。

高校の進路指導担当者によれば、生徒は早い時期に確実に入学を決めたい傾向があるとのことから、入試期日の設定等も検討していく必要がある。

また、県内雄一で全国でも数少ない 4 年制の看護師基礎教育を推進していく必要性について広く周知するとともに、高校の進路指導担当者の理解を得ていくための働きかけが必要である。

<休学・退学等の状況>

再履修、休学、退学の状況は表 16 のとおりとなっている。

表 16 再履修、休学、退学状況

		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
		再履修	休学	退学	再履修	休学	退学	再履修	休学	退学	再履修	休学	退学	再履修	休学	退学
1 年	指定校			1			2	1			1		1		1	2
	AO				1	1	2	4		1	4		4	2		3
	一般		1	1	2	2	1	1	2	2	5		2	1		
2 年	指定校			1	1	1	3			1	2	1			1	1
	AO	2			1		1	1		2	2		1			1
	一般	2						1			2		1			
	社会人	1														
3 年	指定校	2								1	2		1			
	AO				2					2	3			1		
	一般	1		1	2		1			1	3			1		1
	社会人				1			1			1					
4 年	指定校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1
	AO	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	一般	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1	
計		8	1	4	10	4	10	9	2	10	25	1	10	5	3	9

退学理由（平成 29 年度～令和 3 年度退学の 43 人）

- ・進路変更 30 人（令和 3 年度 6 人）
- ・体調不良 8 人（令和 3 年度 3 人）
- ・経済面 1 人
- ・育児など 1 人

指定校推薦による入学生からも退学者があり、比較的早い段階で進路決める必要があることから、志望動機がはっきりしないまま受験していることが影響し、早期での退学につながっているのではないかとと思われる。

また、4 年制カリキュラムについて、3 年間の内容を 4 年間かけて学ぶ事に関し、時間的余裕があるものと誤認して志望し指定規則で定める 1,035 時間の 1.3 倍の 1,305 時間の臨地実習を行うなど、濃密なカリキュラムとなっており、ミスマッチも退学等の要因になっているものと考えられる。

さらに、令和元年度までの 3 年間（3 年制の学生のうち留年者がいたため実質 4 年間）は、3 年制カリキュラムに基づく学生が学内で混在していた。3 年制教育と 4 年制教育を並行して講義を行っていたことから、従来に比べ教員の負担が重く、よりきめ細やかな学生への支援等に取り組む余力が生み出しにくい状況にあった。

最近では、学力や対人関係の形成が十分でない学生も見受けられる。そのため、休学者が増加傾向となり、退学者が毎年ある程度の割合で出ていることにつながっていると考えられる。

今後も学生の状況を見守り、具体的な支援を検討していく必要がある。

また、本校は職業教育を行なっている学校であることから、進路については、入学時に職業選択をした学生であるといえるが、それでも「進路に悩みを抱えた学生もいる」という現状がある。

入学者の選抜の考え方で述べたが、看護師になりたいという明確な意思を持った学生の確保が重要であるとともに、入学希望者や高校の進路指導担当教員、父兄に本校の特徴である4年制教育の意義・特徴について周知していく必要がある。また、学生自身が看護の楽しさや奥深さを実感し「看護師になって働く」という意思を継続し卒業・就職につなげられるよう支援を更に工夫していく必要がある。

＜入学希望者開拓への取組み＞

学生募集の方法としては、入学試験の区分ごとに募集概要を記載した「入学案内」を作成し、郵送により希望者に配布するとともに、「AO 入学試験」及び「一般入学試験」については、県内の全高等学校、看護系予備校に配布している。

また、神奈川県の記事「県のたより」や神奈川新聞の「県民の窓」への記事の掲載、県のホームページ「お知らせ掲示板」、本校のホームページ等により広く周知を図るとともに、県内高校の進学担当教員や本校への進学希望者を対象とした「入試説明会」や、「学校見学会」、「オープンキャンパス」を開催し、入学試験や学校生活についての説明を行なっている。

さらに、高校新卒者の確保のため、校長及び次長により指定校推薦の指定校を中心に過去に入学の実績のあった学校や近隣の高校への「学校訪問」を行なっている。

このほか、広報活動に関し、本校ホームページでも学校行事等をタイムリーにアップするなど改善に努めるとともに、看護系予備校が開催する「学校説明会」への参加など、入学希望者の確保及びより適性の高い人材確保に向けて、積極的な周知を行なっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校説明会をWEB開催として実施し、在校生から学校のPRをしてもらう機会も作った。

入学希望者の確保が以前にも増して重要になっている。そのため、「学校案内」等を積極的に活用しながら、引き続き積極的に周知していく必要がある。

オープンキャンパスや学校見学会については、本校のホームページを見て応募する人が多いので、他校との違いがアピールできるよう、ホームページなどを活用した広報についてより一層の充実・強化に努めていく。

県内高校の進学担当教員や進学希望者を対象とした「入試説明会」や高等学校への「学校訪問」等がある程度の成果をあげ、実際の応募に結びついている。今後も特に高等学校への「学校訪問」については積極的に行い、高等学校との関係をより密なものとしていくとともに、学校説明会等への参加を積極的に呼びかけていく必要がある。

【今後に向けて】

- 一般入学試験では応募数が減少しており、入学希望者の確保が以前にも増して重要になっている。オープンキャンパスや学校見学会は、ホームページを見ての応募が多いため、他校との違いがアピールできるよう、広報についてより一層の充実・強化に努めていく。早い時期に確実に入学を決めたい傾向があるという話もあり、入試期日の設定等も検討していく必要がある。
- 今後も高等学校への「学校訪問」については積極的に行い、高等学校との関係をより密なものとし

ていくとともに、学校説明会等への参加を積極的に呼びかけていく必要がある。

- 看護師になりたいという明確な意思を持った学生の確保が重要であるとともに、入学希望者や高校の進路指導担当教員、父兄等に4年制教育の意義、特徴について、周知していく必要がある。

Ⅶ 卒業・就職・進学

卒業時の看護実践能力の把握としては、各実習における看護技術到達度を看護技術経験録により把握している。感染拡大に伴う学内実習での学びには限界があり、技術経験が減少していた。さらに、入院期間の短縮に伴い受け持ち期間も短期間となっていること、対象に同意を得ることの困難さから「与薬」「ポータブルトイレへの移動介助」に関する項目が低い経験率となった。卒業に向け最終段階としてOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、専門職業人としての責務を自覚した行動となっているかを確認し、自己の課題認識ができるようにしている。また、国家試験に向けては、模擬試験や外部講師・専任教員による補講授業、チューター制度を活用した学生支援を行い、全員合格を目指している。2期生の入学者（82名）のうち63名（76.8%）が4年間の修業期間で卒業した。令和3年度の卒業生の国家試験の合格率100%であった。さらに県内就職率は100%であった。実習病院や公立病院以外の急性期病院への就職もあり、本校の使命を果たすことができていると考える。

表 17 卒業・就職・進学・国家試験状況（令和4年3月卒業生）

卒業	70名
就職者	66名
県内	66名
県外	0名
進学等	4名
国家試験合格	70名

*卒業生70名のうち、7名の留年者が含まれる。

進路・就職支援については、1年次から就職ガイダンスを実施し、計画的に取り組めるようにしている。情報提供として、いつでも新しい情報が得られるよう就職コーナーを設けた上、タイムリーに情報を提供している。また、先輩の体験談も自由に閲覧できるようにしている。進路係と学年担任を中心にタイムリーに相談に応じ、希望の学生には履歴書の指導や模擬面接を行い、就職活動が円滑に進むように支援している。

【今後に向けて】

本校は、地域に貢献できる人材育成を行い、神奈川県内に有能な看護師を送り出す役割があり、訪問看護師として活躍できる人材育成の観点からも、実践力の向上として、技術経験を増やし、自信に繋がるような支援が必要となる。今後も実習施設と協力し、看護技術の経験ができるよう環境調整に努めることが必要である。また、確実な就職支援、資格取得に向けた計画的な取り組みを含め、個々の学生状況にあった支援ができるようにしていく必要がある。

VIII 地域社会・国際交流

地域社会への貢献としては、学科目の取り組みとして地域の施設における活動に参画しながら、施設利用者への健康教育等のイベントを企画・実施している。また、地域の自治会主催による家庭教育に関する健康教育講座を開催し、地域住民との交流の場を設け、参加者から好評を得ている。さらに、学生ボランティアによる普及活動への参加や、災害ボランティアへの働きかけ、看護協会の教育活動への協力など、地域社会との繋がりが広がっている。令和3年度の臨地実習施設として、病院12か所、助産所10か所、訪問看護ステーション25か所、老人福祉センター4か所、グループホーム等13か所、地域包括支援センター13か所、就労継続B型事業所等8か所、保育園・学童保育等9か所、合計94か所の地域の施設を活用している。また、実習ではないが、地域で生活する人の理解の一環として、近隣企業における未病・予防の取り組みを知る機会を設けている。

世界の共通言語である英語力は今後ますます必要と考え、1年次英語では、書く英語より話す英会話を大切に授業を実施しており、独自のテキストには、医療場面の英会話が含まれている。さらに、4年次科目として災害看護・国際看護を設置しており、実践経験のある外部講師を招き実施している。講義や演習を取り入れることで、活動の実際や視聴覚映像などから具体的な役割の学習ができています。

【今後に向けて】

- 多くの施設の協力により、地域で生活する人を理解し、地域包括ケアシステムの理解を深める機会となっている。本校の教室・設備の利用に対するニーズ、学生ボランティアへの期待は高く、今後も本校の紹介を積極的に行うと共に、学生ボランティアが活動できる環境を整えていく必要がある。本校が掲げる“新卒から地域で働ける看護師”に必要な力を培う環境を整えることができている。今後さらに地域施設との交流やボランティア活動を通して、互いに発展できる関係を継続し学生の学習環境の充実につなげていく。

Ⅸ 研究

<研究活動>

新型コロナウイルス流行以前は、公務による学会や研修会等への参加は、組織の教育目標と教員の希望を鑑み、公平性を保てるように年間計画を立てて実施していた。新型コロナウイルス感染状況により相次ぐ授業および実習の調整を余儀なくされた。そのような状況下でも会議内に公務として参加できるリモート開催による学会、研修会を提示し、教員は ICT 関連、授業評価、フィジカルアセスメントに関する内容に参加した。また 4 年制基礎看護教育について、学校長が県外で報告するなど、シンポジストとして参加する機会もあった。後日、参加した教員からの伝達講習を実施した。

教員の教育力向上を目指し教育力向上委員会を新たに立ち上げ、必要な研修を企画し実践した。本年度は論理学ならびに哲学を担当する本校非常勤講師 2 名を講師とし「日頃の臨地実習における指導場面を振り返り、指導場面の教材化力を高め、今後の臨地実習指導につなげる」というテーマで、8 月ならびに 3 月の 2 回にわたり教員を対象とした研修を実施した。

講師から講義を受けた後、実習の学生指導場面を教員経験の異なる教員で構成されたグループで、「相手の立場に立つ」視点で、指導でどう活かすか等、教育的に関わるとはどのようなことかを考え様々な意見を交換することができた。また少人数のナラティブが実施された。「実習指導で感じたこと」を互いに自由に話す時間が設けた。

表 18-1 令和 3 年度学会・研修会等の講師等派遣実績

派遣先	内容	日程	氏名
公益社団法人奈良県看護協会	看護師基礎教育の 4 年制化の実現	7 月 29 日	吉岡 幸
公益社団法人三重県看護協会	看護師基礎教育 4 年制への取り組みの現状と課題	8 月 4 日 遠隔講義	吉岡 幸
公益社団法人群馬県看護協会	看護師基礎教育を考える会	11 月 27 日 遠隔講義	吉岡 幸
公益社団法人福島県看護協会	看護師基礎教育を考える集い	12 月 25 日	吉岡 幸
公益社団法人広島県看護協会	看護師基礎教育を考える会	2 月 26 日 遠隔講義	吉岡 幸
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター	実習指導者講習会	10 月 21 日	村山 浩代
聖路加国際大学教育センター	看護教育機関と訪問看護事業所とのコラボレーション	12 月 11 日 オンライン	村山 浩代
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター	教員・教育担当者養成課程 看護コース 看護教育方法 基礎教育と臨床との連携	12 月 16 日	吉岡 幸

表 18-2 令和 3 年度学会・研修会等への参加状況

研修主催	研修名場所／形式	日程	参加人数
メディックメディア	国家試験対策 WEB セミナーオンライン	4 月 23 日	1 名
日本看護倫理学会	第 14 回年次大会 オンライン	5 月 29～30 日	1 名
日本看護協会	医療安全管理者養成研修 オンライン	7 月～1 月	1 名
神奈川県立保健福祉 大学実践教育センタ ー	看護教員継続研修 新カリキュラムに活かすパフォーマンス評価 オンライン	8 月 24・25 日	1 名
日本看護協会出版会	「看護形態機能学」の理解と活用 オンデマン ド	8 月 2 日 ～5 月 31 日	2 名
ナイチンゲール看護 研究所	『看護覚え書』を現代の視点で読み解く オン ライン	7 月 17 日	1 名
日本看護学会	第 52 回 日本看護学会学術集会看護の力で健 康な社会を LIVE 配信① LIVE 配信② オンデマンド配信	9 月 28～29 日 11 月 18～19 日 11 月 26 日 ～12 月 26 日	1 名 1 名 1 名
(株)メディックメデ ィア	看護が見える WEB セミナー【看護過程】	11 月 26 日 12 月 25 日	2 名 1 名
神奈川県看護師等養 成機関連絡協議会	2021 年度新人看護教員研修 会場参加	11 月 13 日 3 月 12 日	1 名 1 名
日本在宅ケア学会	看護のエコーテレナーシング WEB セミナー	12 月 19 日	1 名
日本看護協会	日本看護サミット 2021 会場参加・オンライン	2 月 4 日	1 名・1 名
神奈川県看護師等養 成機関連絡協議会	神奈川県看護教育フォーラム オンライン	2 月 26 日	1 名
日本学校メンタルヘ ルス学会	セミナー「コロナ禍における子どものメンタル ヘルス問題について」 オンライン	3 月 21 日	1 名
学研	国家試験受験指導対策セミナー オンライン		1 名

<教材図書 購入>

毎年、看護科教材費が予算化され、年に 2 回、各教員が必要な副読本、図書等を購入し配布している。

令和3年度に購入された教材図書は80冊だった。

<ユニフィケーション>

本校は、平塚看護専門学校（3年制）である平成16年度から看護教育および看護実践の質の向上するためユニフィケーションシステムを取り入れた。令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染状況を鑑みながら活動の調整を行い、専任教員の地域包括ケアシステム下における訪問看護ステーション活動への参加、伊勢原協同病院・曾我病院のユニフィケーション看護師の受け入れを実施した。2名は演習、技術能力試験も参加した。基礎・現任教育を考える機会を得られるという本来の目的を達成しただけでなく、実際の実習調整で組織間の連携をより図ることができている。

今年度は感染対策を講じて、看護援助論統合演習Ⅱ(4年次)：多重課題演習(10月)・客観的臨床能力試験(OSCE)(12月)と2回の公開授業を実施した。実習施設より延べ50名の実習指導者等の参加があった。学生状況や学内での教授内容について臨床と学校が相互に理解し合う機会となり、臨床側から今後の学生への指導、解決すべき課題等の多くの示唆を得ることができた。

<紀要>

令和2年度紀要は、令和3年9月に発刊となった。各専門領域から提出された報告数は12本で、新型コロナウイルスの流行によって授業、実習の工夫や学生の学びへの影響、ICT教育を取り入れた工夫、4年制課程ならではの工夫など、紀要編集に取り組み実践結果を形として残すことに努めた。

【今後に向けて】

- 4年制看護基礎教育を開始し次年度は6年目を迎える。学会発表、雑誌投稿、ホームページでの情報発信など、4年制看護基礎教育の取り組みの実際を更に周知していく必要がある。
- また、4年制看護基礎教育の成果を研究的取り組みにより明らかにするべく、卒業生や就職先施設の管理者等を対象とした調査研究を経年的に実施していく取り組みに着手する必要がある。

学校評価報告書 2021 年度

発行日 令和4年3月

編集 神奈川県立平塚看護大学校
令和3年度学校評価委員

発行所 神奈川県立平塚看護大学校
平塚市諏訪町 20-12
電話 0463-32-3533

印刷所